

協定区域	北区星和台7丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可	1985年2月19日
	面積	61,460.96 m ²		更新	1995年2月19日 (有効期間を延長)
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	1985年2月19日～2025年2月18日 (40年)	

協定内容の概要

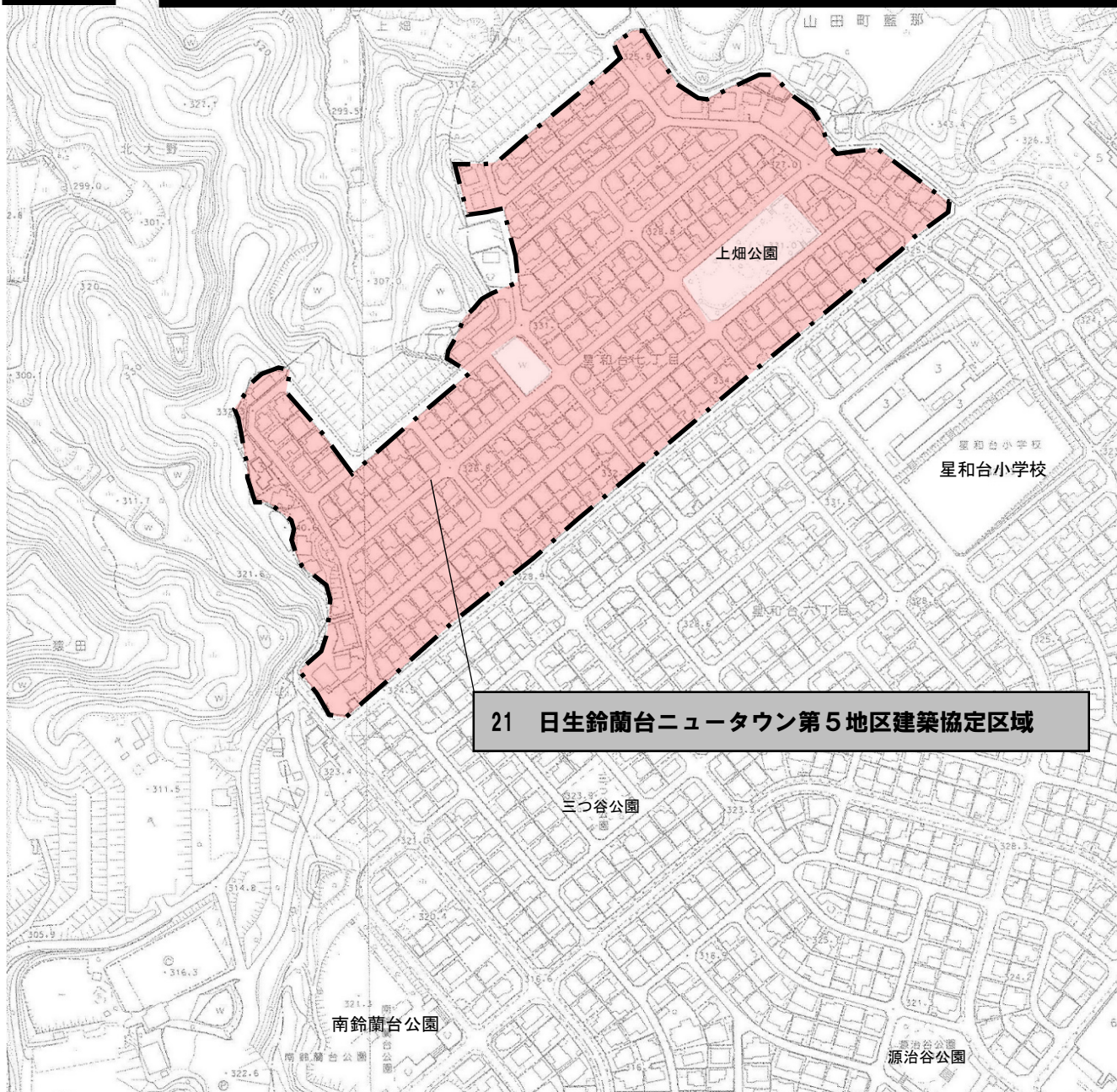
- (1) 建築物の敷地の地盤面は、現況地盤面の高さを超えないこと。ただし、建築物の基礎工事のための整地又は協定運営委員会の許可を受けたものなど必要最小限の変更は、認める。
- (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第135条の22第1号に該当するものは、この限りでない。
- (3) 建築物は、1区画1戸建とし、個人専用住宅とする。ただし、建築基準法施行令第130条の3及び第130条の4に該当するもので、協定運営委員会の許可を得たものは、この限りでない。
- (4) 建築物の階数は、2以下（地階を除く。）とする。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

運営委員会連絡先

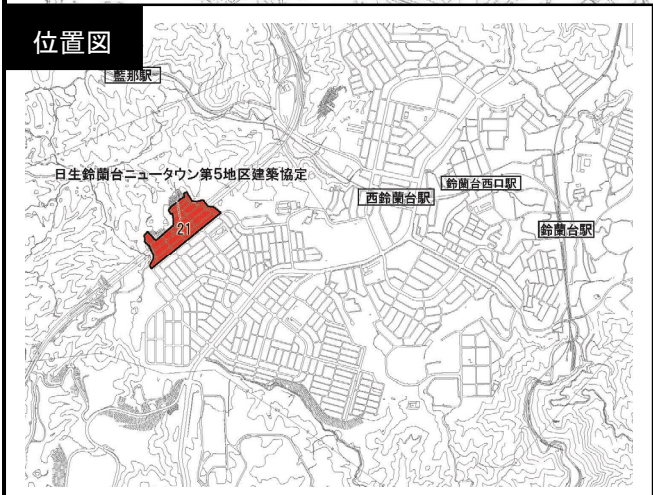
委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。



21 日生鈴蘭台ニュータウン第5地区建築協定区域

位置図



主要地方道
明石神戸宝塚線

